

社団法人 日本医薬品卸業連合会定款

昭和53年7月24日制定
昭和61年12月2日一部変更
平成14年8月20日一部変更
平成15年9月16日一部変更
平成16年7月28日一部変更
平成17年10月25日一部変更
平成23年10月3日一部変更

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、医薬品卸業界の連絡調整を通じて、医薬品流通の適正化を図ることにより、医薬品卸業界の使命の達成に努め、もって国民医療の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、社団法人日本医薬品卸業連合会と称する。

(事 務 所)

第3条 本会は、事務所を東京都中央区八重洲一丁目7番20号に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、医薬品卸業に関し、次の事業を行う。

- ① 医薬品の安定的供給、販売姿勢の適正化等医薬品卸業に関する指導、調査及び研究
- ② 行政機関との連絡調整及び国の施策に対する協力
- ③ 統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
- ④ 情報の交換、資料の頒布、機関紙の発行及び講演会等の開催
- ⑤ 前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 会員は、正会員及び賛助会員とする。

(資 格)

第6条 正会員は、都道府県の地域を単位とする医薬品卸業者が組織する団体とする。

2. 賛助会員は、本会の事業を理解し、これを賛助する者として理事会において推薦したものとする。
3. 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決を得て会長が定める。

(入 会)

第7条 前条第1項に定める資格を有するもので入会を希望するものは、理事会の承認を得て入会することができる。

2. 入会の手続については、理事会の議決を得て会長が定める。

(会員代表者)

第8条 正会員は、本会に対する代表者（以下「会員代表者」という。）1名を定め、入会と同時に届け出なければならない。会員代表者を変更したときも同様とする。

(会 費)

第 9 条 正会員は、総会の定めるところにより会費を及び賛助会員は賛助会費をそれぞれ納入しなければならない。

2. 賛助会費の納入手続については、理事会の議決を得て会長が定める。

(届出事項)

第 10 条 正会員は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに本会に届け出なければならない。

- ① 名 称
- ② 主たる事務所の所在地
- ③ 当該構成員（以下「会員構成員」という。）の異動

(資格の喪失)

第 11 条 正会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- ① 退会したとき
- ② 除名されたとき

(退 会)

第 12 条 正会員は、退会しようとするときは、あらかじめ本会に届け出なければならない。

2. 退会の手続きについては、理事会の議決を得て会長が定める。
3. 正会員が解散し、又は2年度にわたり会費を納入しなかったときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第 13 条 正会員は、次の各号の一に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。

- ① 本会の名誉を汚し又は信用を失うような行為があったとき
- ② 定款又は総会の議決を無視する行為があったとき

(権利の喪失)

第 14 条 正会員が退会したときは、本会に対する権利を失ない、同時に義務を免れる。

(会費の不返還)

第 15 条 正会員が退会し、又は除名されたときは、既納会費は返還しないものとする。

第 3 章 役員及び評議員

(役 員)

第 16 条 本会に次の役員を置き、会員構成員の代表者又はこれに準ずる者をもってあてる。ただし、専務理事及び監事については、この限りではない。

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 5名以内
- ③ 専務理事 1名
- ④ 常任理事 10名以上 15名以内
- ⑤ 理 事 47名（会長、副会長、専務理事及び常任理事を除く。）
- ⑥ 監 事 3名以内

2. 前項第1号から第5号までの役員をもって、民法（明治29年法律第89号）上の理事とする。

(選 任)

第 17 条 会長は、総会において選任する。

2. 副会長は、総会の承認を得て、会長が指名する。
3. 専務理事、常任理事、理事及び監事は、総会において選任する。
4. 役員が、会員構成員の代表者又はこれに準ずる者でなくなったときは、届出のあった会員構成員の変更後の代表者又はこれに準ずる者が引続いて役員となる。ただし、会長及び副会長の地位については、この限りでない。
5. 前項の届出の手続については、理事会の議決を得て会長が定める。

(職 務)

第 18 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順位により、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 専務理事及び常任理事は、会長及び副会長を補佐して、会務を掌理し、専務理事は日常の業務を統括する。
4. 理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。
5. 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(任 期)

第 19 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。
3. 役員は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(評 議 員)

第 20 条 本会に、評議員 20 名以上 25 名以内を置く。

2. 評議員の定数、選任方法及び任期については、理事会の議決を得て会長が定める。

(顧問及び参与)

第 21 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2. 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の重要事項に関し、会長に対し、又は会議及び委員会に出席して意見を述べることができる。
4. 参与は、本会の運営に関し、会長の諮問に応じ、又は会議及び委員会に出席して意見を述べることができる。
5. 顧問及び参与の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第 21 条の 2 役員に対しては、報酬等を支払うことができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会議の種類、構成及び議長)

- 第 22 条 会議は、総会及び理事会並びに評議員会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。
2. 総会は正会員をもって、理事会は会長、副会長、専務理事、常任理事及び理事をもって、及び評議員会は評議員をもって、それぞれ構成する。
 3. 総会の議長は、その総会において出席した会員代表者のなかから選任する。
 4. 理事会の議長は、会長が当たる。
 5. 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のなかから選任する。

(議決事項等)

- 第 23 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- ① 事業計画及び収支予算
 - ② 事業報告及び収支決算
 - ③ その他この法人の運営に関する重要事項
2. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- ① 総会の議決した事項の執行に関すること
 - ② 総会に付議すべき事項
 - ③ その他会長が付議した事項
3. 評議員会は、会長の諮問に応じ、又は会長に対して意見を述べることができる。

(招 集)

- 第 24 条 会議は、会長が招集する。
2. 会議を招集するには、会議の構成員に対し、会議の目的となる事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の 14 日前までに通知しなければならない。ただし、臨時総会を招集する場合であって、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

(開 催)

- 第 25 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2 箇月以内に開催する。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は正会員総数の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的である事項を示して請求があったときに開催する。
3. 理事会及び評議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(議 決)

- 第 26 条 会議は、その構成員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
2. 会議の議事は、出席したその構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ただし、定款の変更及び解散については、総会においてその構成員総数の議決権の過半数の同意がなければならない。

(書面表決等)

- 第 27 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できないその構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 28 条 会議の議事については、議事録を作成し、これを保存する。

2. 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及びその会議の構成員のなかからその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第 5 章 委 員 会

(委 員 会)

第 29 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を得て、委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員長は、会長の要請により理事会に出席して意見を述べることができる。
3. 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て会長が定める。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第 30 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(暫定予算)

第 30 条の 2 事業年度開始までに予算が成立しない場合は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 新たな予算が成立したときは、すでに執行済みのものについてはこれを予算の執行と見なす。

(資産の構成)

第 31 条 本会の資産は、会費、資産から生ずる収入、事業に伴う収入及びその他の収入からなるものとする。

(資産の管理)

第 32 条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て会長が定める。

(経費の支弁等)

第 33 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(事業会計書類等)

第 34 条 会長は、事業年度の終了とともに、次の書類を作成し、通常総会開催の 10 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- ① 事業報告書
- ② 収支決算書
- ③ 財産目録
- ④ 貸借対照表

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

第 7 章 事 務 局

(事 務 局)

- 第 35 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。
 3. 事務局、事務局長及び事務局員に関して必要な事項は、理事会の議決を得て会長が定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 35 条の 2 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- ① 定款
- ② 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- ③ 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- ④ 許可、認可等及び登記に関する書類
- ⑤ 定款に定める機関の議事に関する書類
- ⑥ 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- ⑦ 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- ⑧ その他必要な帳簿及び書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(解散事由)

第 36 条 本会は、民法第 68 条の事由の発生により解散する。

(定款の変更及び残余財産の処分)

第 37 条 この定款の変更及び残余財産の処分は、第 26 条の規定による総会の議決を得た後、それぞれ厚生労働大臣の認可及び許可を受けなければならない。

(清算人)

第 38 条 本会の清算人は会長とする。ただし、総会の議決により別に清算人を選任することができる。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第 39 条 この定款に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な細則については、理事会の議決を得て、会長が定める。

附 則

1. この定款は、主務官庁の設立許可を受けた日（昭和 53 年 7 月 24 日）から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第 17 条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 19 条の規定にかかわらず、本会の設立の日から昭和 54 年に開催される通常総会の終了の日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 23 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号並びに第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立当初の事業年度は、第 30 条の規定にかかわらず、設立許可を受けた日から昭和 54 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款は、主務官庁の認可を受けた日（昭和61年12月2日）から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可を受けた日（平成14年8月20日）から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可を受けた日（平成15年9月16日）から施行する。

附 則

この定款は、主務官庁の認可を受けた日（平成16年7月28日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成17年10月25日）から施行する。

附 則

この定款は、厚生労働大臣の認可を受けた日（平成23年10月3日）から施行する。